

(税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が適当と認めるもの」の取扱い)

8の2—5の2 令第27条第4項《原産地証明書の発給機関》に規定する「税関長が適当と認めるもの」の取扱いについては、別に事務連絡するところによるものとする。